

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

答えが見つからないのも、答えがないのも、一つの答えです。今置かれている状況を招いた原因を全て浮き彫りにして、答えに執着しないで、今できることに全力集中することです。

どんな人でも壁を超える瞬間があります。それは何かを捨てた時と覚悟した時です。

捨てることで状況が悪くなったとしても、それは一時のことで将来のために必要なことです。何のためという原点に戻る決断が違う風景を見せてくれます。

「身を削る覚悟がある人がプロフェッショナル」とは宮沢りえの言葉です。

私の書棚より

○自分の弱点がわかって、「どうすればうまくなるのか」という肝心のことがわからない。選手は次にどうすればよいか惑い、能力を伸ばすことができません。そんな当たり前のことを、なぜ指導者がやらないのか。一言でいえば、勉強不足だからです。

○監督がマウンドに行って果たす役割といたら、一つしかありません。勝負の真っ最中に、投球技術を教えに行くわけではない。投手に気合を入りに行くのです。

「広岡イズム」

広岡達朗著 ワニブックス新書

税務アンテナ

□相続税の遺産総額を計算する場合の基礎控除額は、平成 27 年 1 月 1 日以後の相続から 3,000 万円+ (600 万円×法定相続人の数) とされています。

相続の放棄をした人がいても、相続の放棄がなかったものとした場合の相続人をいい、相続人のうちに被相続人の養子がいたりする場合には、被相続人に実子がいれば 1 人までを、実子がいなければ 2 人までを法定相続人の数として算入することとされています。

また、代襲相続人がいる場合には、被代襲者の数ではなく、代襲相続人の数を法定相続人の数として算入することとされています。

□法人の常勤役員が非常勤役員になったり、取締役が監査役になったり、分掌変更等の後におけるその役員の給与がおおむね 50 % 以上の減少があったことにより、その役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情があると認められる場合には、分掌変更等の際にその役員に対して退職給与として支給した給与については、これを退職給与として取り扱うことができます。

ただし、この退職給与として支給した給与を、法人が未払金として計上した場合には損金算入できません。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11日)
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 30年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 30年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告 (年末年始につき 1月4日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 29日)
-----	---

今月の贈る言葉『下を向いていたら虹を見つけることは出来ないよ』 by チャップリン